

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 26日

都道府県知事
(市長)

殿



提出者

住 所 埼玉県熊谷市佐谷田3811番地1

氏 名 医療法人同愛会 熊谷外科病院

理事長 山崎 哲資

電話番号 048-521-4115

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人同愛会 熊谷外科病院
事業場の所在地	埼玉県熊谷市佐谷田3811番地1
計画期間	令和 4 ⁵ 年4月1日～令和 5 ⁶ 年3月31日までの1年間

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	医療業
② 事業の規模	病床数 154床
③ 従業員数	252名 (内 医師9名)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	病室・病棟・処理室 ➡専用の容器にて密閉し、廃棄物保管室へ収納する。

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

特別管理産業廃棄物管理責任者 病院長 山崎 哲資
(熊谷外科病院感染対策委員会)



管理規定に基づき、医師・看護師・清掃業者等の有職者に周知・徹底を行う。



- ・収集運搬業者
- ・中間管理者
- ・最終処理業者

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	排 出 量	74.75 t	t
	(これまでに実施した取組) おむつ交換時のケア方法としてお湯の使用量を1/3程度減らし、 その他専用クリームを用いたケアと合わせ、オムツ廃棄量（重さ） を減らす取組みを行った。 院内感染対策委員による感染性廃棄物処理量の目標50 t 未満の 発信を更に行ったが、新型コロナウイルス感染症の拡大があり、 感染予防のため、廃棄量が増えてしまった。		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	排 出 量	60 t	t
	(今後実施する予定の取組) 令和4年度の処理実績を各種会議で職員へ知らせることで職員の 意識を高める。 院内感染対策委員会で感染性廃棄物を減少する為の対策を再度徹 底討議し、各部署に発信する。 巡視を月1回こまめに行い、廃棄物の処理方法の徹底強化を行う。 各病棟の数値目標を設定し、削減に努める。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・感染性廃棄物 詳細は、「熊谷外科病院廃棄物手順書・管理マニュアル」に定める。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 「熊谷外科病院管理マニュアル」通り、分類の徹底を図るよう 勉強会にて指導し、分別を実施する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	74.75 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) おむつ交換時のケア方法としてお湯の使用量を1/3程度減らし、その他専用クリームを用いたケアと合わせ、オムツ廃棄量(重さ)を減らす取組みを行った。 院内感染対策委員による感染性廃棄物処理量の目標50 t未満の発信を更に行ったが、新型コロナウイルス感染症の拡大があり、感染予防のため、廃棄量が増えてしまった。		

② 計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
	全処理委託量	60 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>令和4年度の処理実績を各種会議で報告し、意識を高めるよう院内感染対策委員会徹底討議し、削減の対策を話し合い各部門に発信し、引続きこまめに巡視を行うと共に指導を徹底して行う。各病棟の数値目標を決め、削減に努める。</p>		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（平成 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	t
(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。